

検証トライアル実施に関する契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、一般社団法人生命保険協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり検証トライアル実施に関する契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が主催する「代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ」（以下「本SG」といいます。）において、顧客本位の業務運営の後押しに資する代理店業務品質のあり方等に関する調査・研究（以下「本調査」といいます。）を進めるうえで、業務品質評価項目・基準案の精緻化に向けた検証トライアル（以下「検証トライアル」といいます。）の実施に関する甲乙双方の確認事項を規定することを目的とする。

第2条（検証トライアルの協力）

甲は、乙による実査を伴う検証トライアルの実施を受け入れ、乙による検証トライアルに必要な情報、資材及び資料の提供に合理的な範囲で可能な限り協力する。乙は、甲に対する検証トライアルを合理的な態様で行うものとし、特に検証トライアルのために甲の通常業務に支障を来さないよう配慮する。

第3条（解除）

甲は、乙に書面による通知の上、何時でも本契約を解除することができる。また、乙は、本契約の解除によって甲に対し不利な扱いを行わない。

第4条（機密情報の定義）

- 1 本契約において機密情報とは、文書または口頭を問わず、本調査を目的として甲から乙に対し開示された有形無形の事業情報、営業情報、技術情報、その他一切の情報（個人情報を含む）をいう。尚、文書とは、紙媒体、電子メール、または任意の電子記録媒体を含むいかなる媒体のものも含むものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、機密情報から除外する。
 - ① 開示される以前に既に乙が保有していた情報
 - ② 開示される以前に既に公知の情報
 - ③ 開示された以後に乙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - ④ 守秘義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
 - ⑤ 両当事者が機密情報としての扱いから除外することに同意した情報
 - ⑥ 法律の規定に基づき、その開示を要求された情報

第11回 代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ

⑦ 本調査のために使用する資料の作成のため、甲または甲の関係者が特定できないよう加工された情報

3 前項の規定にかかわらず、甲が乙に開示または提供した個人情報、機密情報とする。

第5条（機密情報の機密保持義務）

- 1 乙は、機密情報を厳に機密に保持し、機密情報への不正なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、合理的な安全対策を講じるものとする。乙は、甲の同意なく、機密情報の複製及び複写をしてはならない。疑義を避けるために付言すると、乙が甲の同意を得て複製または複写した機密情報も、本契約の機密保持義務の対象となる。
- 2 乙は、機密情報を本調査の目的のみに使用し、他の目的または用途には一切使用してはならないものとする。
- 3 乙は、事前に甲の同意がある場合を除き、機密情報を第三者に対して開示してはならない。但し、甲または甲の関係者が特定できないよう加工された情報については、この限りでない。
- 4 乙は、①本調査が終了した場合、②本契約が解除または期間満了により終了した場合、または③甲より求めがあった場合には、機密情報（複製・複写を含む）を直ちに甲に返還し、または甲の指示により適切に廃棄しなければならない。

第6条（債務不履行）

- 1 乙が、第5条1項または3項に違反した場合は、乙は直ちに甲に通知し、甲の指示に従って速やかに適切な措置を講ずる等、甲の損害を最小限に留めるため最大の努力をしなければならない。
- 2 前項の規定は、甲による乙に対する損害賠償請求を妨げない。

第7条（損害賠償）

甲は、乙が本契約の各条項のいずれかに違反したことにより損害を被ったときは、乙に対しその賠償を請求できる。但し、乙は、自己の責めに帰することができない事由により甲に生じた損害、自己の予見の有無を問わず甲に生じた特別な損害及び甲の逸失利益に関しては、賠償する責めを負わないものとする。

第8条（守秘義務誓約書）

甲が、乙に対して、本SGの参加にあたり提出した守秘義務誓約書については、検証トライアルの実施に際して甲が知り得た情報についても有効であり、かつ本契約に優先して適用する。

第11回 代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約が締結された日から発効し、本調査が終了したとき、または、第3条により解除されたときをもって終了する。ただし、第5条、第8条及び第10条は期間終了後も有効であるものとする。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項が生じた場合、または本契約の履行もしくは解釈に疑義が生じた場合は、甲および乙はお互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本契約の成立の証しとして本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 住所

〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

乙 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階
一般社団法人生命保険協会
代理店業務品質のあり方等に関するスタディーグループ
座長 紅松 義

[以下余白]